

諮問番号：令和6年度諮問第8号

答申番号：令和7年度答申第5号

答 申 書

第1 審査会の結論

審査請求人が令和6年3月1日付けで提起した、葛飾区長（以下「処分庁」という。）による延滞金減免不許可処分（令和5年12月12日付け5葛総税第2028号で決定の通知を行った処分。以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）については、棄却されるべきである。

第2 審査請求の趣旨

令和2年6月10日、処分庁は、令和2年度における審査請求人の住民税（以下「本件住民税」という。）について13万4,200円と決定するとともに、納付額について第1期3万5,200円、第2期乃至4期をそれぞれ3万3,000円とし、納期限について第1期を令和2年6月30日、第2期を同年8月31日、第3期を同年11月2日、第4期を令和3年2月1日までと決定し、税額決定納税通知書（以下「本件通知書」という。）により審査請求人に通知した。

令和3年7月14日、審査請求人は、本件住民税の本税を全額完納した。

令和3年7月28日、処分庁は、延滞金の納付書を審査請求人に送付した。

令和3年11月1日、処分庁は、審査請求人に、延滞金について催告書（納税催告書）を送付した。

令和4年6月28日、処分庁は、審査請求人に、延滞金について催告書（警告書）を送付した。

令和4年11月1日、処分庁は、審査請求人に、延滞金について催告書（差押予告書）を送付した。

令和5年6月30日、処分庁は、審査請求人に、延滞金について催告書（差押予告書）を送付した。

令和5年11月2日、処分庁は、審査請求人に、延滞金について催告書（差押予告書）を送付した。

令和5年11月22日付け書面により、審査請求人は、本件通知書を到達していないこと等を理由に本件住民税について延滞金減免申請を行った（同月29日到着。以下「本件申請」という。）。

令和5年12月12日、処分庁は、本件申請について不許可とする決定（以下「本件決定」という。）をし、同月27日、延滞金減免不許可通知書により審査請求人に通知した。

審査請求人は、令和6年3月1日付けで、本件処分を不服として本件審査請求を提起したものである。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

- (1) 納税通知書が納税者に届くことが保証されていない状況の中で、納税が遅れた事象の全てを納税者に責任を押し付けることに納得いかない。地方税法第20条第4項の表現は憶測的であり、納税者が完全に納税通知書を受け取ったことが保証されていない。同様に、完全に郵送物が届くことが保証されない中で「普通郵便」が使用されることは、期日までに支払いができない状況を利用して延滞金を

搾取しようとする悪質な行為と考える。

- (2) 納税者本人と同じ住所が6軒存在する中で、過去に郵便局員による郵便物の誤送達が発生したことがある（隣の家の郵便物が届いたことが多数ある。）。

2 処分庁の主張の要旨

- (1) 地方税法第20条第4項の規定による推定は、反証があれば覆され、当該反証に基づいた取扱いがなされるため、納税者が不当に取り扱われないよう措置されている。

また、送達の方法については、地方税法第20条第1項においても「郵便若しくは信書便による送達又は交付送達」によればよいとされており、簡易書留、特定記録等によるべきことは、法令上規定されておらず、その送達の方法は処分庁に裁量がある。多くの区民に郵便を送る必要があり、簡易書留等により送付することは、財政上多大な負担となるため、普通郵便で送付することに裁量権の逸脱濫用はなく、地方税法第20条第4項の規定に則り判断することに違法不当はない。

- (2) 納税通知書は本区へ返戻されておらず、郵便の事故などが起こった事実が確認されていない以上、納税通知書は送達されたと推定される。
- (3) よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

3 審査庁の意見

原処分維持が適当である。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

地方税法第20条は、通常の手配による郵便又は信書便により書類を発送した場合は、郵便局などにおいて配達記録が作成されないから、それが到達したか、またいつ到達したかについて確認することができないが、他方で、その到達の有無及び到達時は有用な意味を持つから、地方税法上特別な定めがある場合を除き、その郵便物又は信書便を通常到達すべきであったときに送達があったものと推定するものである。ただし、郵便事故等の可能性も否定できないことから、送達を受けるべき相手方が、書類の不到達を立証したときは、その想定は覆されることになる。

審査請求人は、同規定は納税者が郵便事故等の危険を負うこととなって不当であるとするが、多数の納税者について書留郵便や配達証明により納付書等を送付することは事務処理上困難である。他方で、今日の郵便事情からすれば、到達する蓋然性が極めて高く、経験則上も到達が推定されることからすれば、同規定は不当とは言えない。

そこで、地方税法第20条第4項の推定を覆すような事情があるかを検討するに、審査請求人は審査請求人と住所に6軒存在し、隣の家に郵便物が届いたことが多数あったという事情を主張する。同所は共同住宅のようであるが、共同住宅であるからといって、郵便受けの氏名の表示等により特定可能であって、郵便事故が発生する蓋然性が高いとは言えない。

また、本件通知書が到達していないことを示す事情についての主張立証はない。

よって、本件通知書について地方税法第 20 条第 4 項の推定を覆すような事情は存在せず、本件通知書が到達していることを前提に、延滞金の減免を認めなかった本件決定に違法不当な点は存在しない。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	経 過
令和6年9月2日	諮問書の受理
令和7年6月11日	審議
令和7年8月20日	審議

第6 審査会の判断の理由

1 争点

審査請求人及び処分庁双方の主張を踏まえると、本件審査請求における争点は、次のとおりである。

- (1) 地方税法第 20 条第 4 項に基づき、通常到達すべきであったときに送達があったと推定して延滞金を課した本件処分は不当か。
- (2) 地方税法第 20 条第 4 項の推定を覆すような事情が、審査請求人にあるか。

2 争点に対する判断

- (1) 地方税法第 20 条第 4 項に基づき、通常到達すべきであったときに送達があったと推定して延滞金を課した本件処分は不当か。

地方税法第 20 条は、通常の手配による郵便又は信書便により書類を発送した場合は、郵便局などにおいて配達記録が作成されないから、それが到達したか、またいつ到達したかについて確認することができないが、他方で、その到達の有無及び到達時期は有用な意味を持つから、地方税法上特別な定めがある場合を除き、その郵便物又は信書便を通常到達すべきであったときに送達があったものと推定するものである。

審査請求人は、同規定は、納税通知書が納税者に届くことが保証されていない状況の中で、納税が遅れた事象の全ての責任を納税者に押し付けるものであり納得がいかないと主張する。

しかし、多数の納税者について書留郵便や配達証明により納付書等を送付することは事務処理上困難であり、また、今日の郵便事情からすれば、到達する蓋然性が極めて高く、経験則上も到達が推定されることからすれば、この規定に基づき延滞金を課した本件処分が不当であるとは言えない。

- (2) 地方税法第 20 条第 4 項の推定を覆すような事情が、審査請求人にあるか。

審査請求人は、審査請求人と同住所に 6 軒存在し、隣の人に郵便物が届いたことが多数あったという事情を主張する。

しかし、同住所に複数の家が存在したとしても、表札や郵便受けの氏名の表示等により特定は可能であるから、郵便事故が発生する蓋然性が高いとは言えない。

また、本件通知書が到達していないことを示す事情についての具体的な主張や立証はない。

よって、本件通知書について地方税法第 20 条第 4 項の推定を覆すような事情は存在しない。

- (3) 判断

以上を検討した結果、本件処分は、違法又は不当であるとはいえない。

3 裁決について

以上からすれば、本件処分は違法又は不当とはいえず、本件審査請求は棄却されるべきである。

4 審理員による審理手続について

本件審査請求に係る審査員による審理手続について、適正に行われたものと認められる。

5 結論

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

葛飾区行政不服審査会

会長 大竹 由紀子

委員 室井 敬司

委員 上松 正明